

## 令和3年第10回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和3年10月8日（金） 午前9時30分～午前10時20分  
場 所：芦北町役場3階大会議室

### ○農業委員

（出席：9名）

1番：中川 光春	2番：道園 浩二	3番：田口 昭広
4番：小島 政文	6番：告宮 幸一	7番：塚本 壽
9番：寺本 眞理子	10番：井川 輝征	11番：片山 幸弘

（欠席：2名）

5番：尾上 春樹	8番：山田 和治
----------	----------

### ○農地利用最適化推進委員

（出席：14名）

1番：本郷 昭博	2番：牧 正徳	3番：松岡 哲治
4番：矢野 解光	5番：田口 宗一	6番：下崎 省一
7番：宮島 正文	8番：坂口 恵美子	9番：藤井 雅史
10番：小崎 良一	11番：木川 保	13番：西村 隆
14番：草野 義雄	15番：淵上 米作	

（欠席：1名）

12番：一川 清

### ○農業委員会事務局：4名

事務局長：佐竹 貴幸	事務局次長：才保 親哉
係 長：山川 茂夫	主 事：一本 光喜

### ○議 事

日程第1	報告第32号	農地形状変更届出書について
日程第2	報告第33号	農地法施行規則第29条の規定による届出書について
日程第3	議案第40号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第4	議案第41号	農地法第4条の規定による許可申請書審議について
日程第5	議案第42号	農用地利用集積計画の審議について
日程第6	議案第43号	農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について（非農地判断）

発 言 者	要 旨
議長	<p>皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>只今から、令和3年第10回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>また、5番の〇〇委員と8番の〇〇委員及び〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。</p> <p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は、6番の〇〇委員、7番の〇〇委員に指名します。</p> <p>議事に入る前に議案書の訂正がありますので、お手元に配布しております別紙のとおり訂正をお願いします。</p> <p>はじめに、議案書2ページ、報告第33号1番の「面積」に追記をお願いします。</p> <p>次に、議案書3ページ、議案第40号1番の「備考欄」の「耕作面積」の訂正をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告第32号「農地形状変更届出書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>報告第32号、農地形状変更届出書について。</p> <p>農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間・盛土高については、記載のとおりです。</p> <p>造成の理由は、水田としての利用が困難なため客土を行い、畑として利用する。ということです。</p> <p>総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、松生公民館の南側、約70mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、耕作はされておらず、水田としての利用も困難であることから、造成後は畑として利用する計画です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を7番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>現地確認当日は所用により、立ち合いができませんでしたので、〇〇推進委員にお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>現地確認を事務局といたしまして、事務局の説明されたとおりですが、申請地周辺は雨が降ると、山の方から石ころ等が入り込み、耕作が難しい場所ですので、埋め上げて畑にするということです。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>報告第32号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第32号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第33号「農地法施行規則第29条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>報告第33号、農地法施行規則第29条の規定による届出について。</p> <p>農地法施行規則第29条の規定による届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>面積については、先ほど説明がありましたとおり追記をお願いします。</p> <p>転用目的は、農業用堆肥舎及び倉庫です。</p> <p>転用目的が農業用施設であり、転用面積が193㎡で200㎡未満であるため、農地法施行規則第29条第1項の規定により、許可が不要な転用になります。</p> <p>総会資料の2ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、国道3号線沿いにある平生バス停の南東側、約650mの場所で、申請者の作業所の近くに整備する計画です。</p> <p>なお、堆肥舎ということですが、3年程度経過した牛ふんを持ち込み、</p>

	<p>竹を粉碎した物と混ぜ、再発酵させるため、匂いにも配慮してあるとのことでした。</p> <p>また、周囲の方への周知についても、実施するよう伝えていきます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を3番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局からの説明のとおりです。</p> <p>申請地は以前荒れており、山みたいになっていましたが、伐採し耕されてきれいになっております。堆肥舎を建てて、堆肥を作ることですので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>5日に事務局と〇〇委員と確認してまいりました。</p> <p>堆肥については、きちんと管理されるそうですし、周辺の民家も少し離れたところになりますので、問題ないかと思えます。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>報告第33号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第33号については、これで終わります。</p> <p>次に、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>議案第40号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。</p> <p>備考欄の耕作面積については、先ほど説明がありましたとおり訂正をお願いします。</p>

総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。  
申請地は、松生公民館の南側、約100mの2筆になります。  
現地確認ですが、申請地は現在、耕作はされておりませんが、譲り受けた後は畑として適正に管理するということでした。  
隣の資料4ページをお願いします。  
契約の種類は売買です。  
申請理由は、譲渡人は、労力不足で耕作管理できないため、譲渡する。  
譲受人は、譲渡を受け、農業経営を拡大する。ということです。  
譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま  
判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。  
以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま  
す。

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等について  
は、記載のとおりです。

総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。  
申請地は、桑原公民館の西側、約150mの場所になります。  
現地確認ですが、申請地は現在、耕作放棄地ですが、譲り受けた後は農  
地を整備し、水稻を作付けし、適正に管理するということでした。

隣の資料6ページをお願いします。

契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は、譲受人の要望と労力不足により耕作管理で  
できないため譲渡し、譲受人は、譲渡を受け集約化を図ることで作業効率を  
上げる。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま  
す。

議案書に戻ります。

3番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等について  
は、記載のとおりです。

総会資料の7ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、杉園公民館の南側、約60mの2筆と同じく南側に約120mの1筆の計3筆になります。

現地確認ですが、申請地は現在、耕作放棄地ですが、譲り受けた後は、水稻や野菜を作付けし、適正に管理するということでした。

隣の資料8ページをお願いします。

契約の種類は売買です。

申請理由ですが、労力不足により耕作管理できないため譲渡し、譲受人は、譲渡を受け農業経営を拡大する。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま

す。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま

す。

議案書の4ページをお願いします。

4番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の9ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、株式会社レヴアルの南側、約20mの2筆になります。

現地確認ですが、申請地は現在、耕作放棄地で水の管理が難しいことから、譲り受けた後は畑として野菜を作付けし、適正に管理するということでした。

隣の資料10ページをお願いします。

契約の種類は売買です。

申請理由ですが、労力不足により耕作管理できないため譲渡し、譲受人は、譲渡を受け農業経営を拡大する。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま

す。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま

す。

議案書に戻ります。

5番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の11ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

	<p>申請地は、学校給食センターの北東側、約30m離れた場所になり、全部で6筆になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、水稻を作付けしており、譲り受けた後も継続し、適正に管理するということでした。</p> <p>なお、現在は拡大図の中央に線が引いてある場所で既に分けられており、譲渡人については、転用されている状態ですので、来月以降に始末書を添付し、転用申請が提出される予定ということです。</p> <p>隣の資料12ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は贈与です。</p> <p>申請理由ですが、譲渡人・譲受人ともに贈与しあうことで形状を整え、有効的に活用する。ということです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。</p> <p>判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番と2番の案件をまとめて、7番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>1番については、先ほどと同じく所用のため、立ち会いできませんでした。</p> <p>2番については、譲受人が農地を集約化し、農業をされるということで、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>〇〇委員が言われたとおり、現地は放棄地のような状況でしたので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>3番の案件を〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>5日に事務局と現地確認しました。</p> <p>譲渡人が耕作しきれないため、田んぼが隣の譲受人に譲渡するということです。よろしくをお願いします。</p>

議長	4番の案件を4番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	5日に現地確認に行きました。 何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	当日は行けませんでしたので、後日確認いたしました。 申請地は、譲渡人の管理が難しい家庭環境にありますので、荒れないように苦勞されておりました。 譲受人の方は、後継者がしっかりいらっしゃいますので、今回のようにマッチングされることは、良いことだと思いました。よろしくお願いします。
議長	5番の案件を3番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	〇〇推進委員と事務局と現地へ行ってまいりました。 交換ということで、畦もまっすぐなって、農地としては適当な区画になっております。 排水等についても、問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	〇〇委員の言われたとおりです。よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第40号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 3番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しま

	<p>した。</p> <p>4 番について、異議ありませんか。 (異議なし)</p> <p>異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>5 番について、異議ありませんか。 (異議なし)</p> <p>異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第 4 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の 5 ページをお願いします。</p> <p>議案第 4 1 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 4 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>1 番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は駐車場です。</p> <p>総会資料の 1 3 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、芦北消防署の北側、約 1 3 0 m の場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、周辺に農地は存在しないため、日照・通風等に影響はないと感じました。</p> <p>隣の資料 1 4 ページをお願いします。</p> <p>配置図・排水計画図を載せています。排水は雨水のみで自然透水となります。</p> <p>次の資料 1 5 ページをお願いします。</p> <p>農地区分図ですが、申請地からおおむね 3 0 0 m 以内に役場本庁舎があるため、第 3 種農地に該当します。</p> <p>隣の資料 1 6 ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●立地基準ですが、先ほどもご説明したとおり、市街化の傾向が著しい区域内かつ役場本庁舎からおおむね 3 0 0 m 以内の場所にあることから、第 3 種農地に該当します。</li> <li>●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請人は、申請地の近くで事業を</li> </ul>

	<p>行っており、事業関係者等の駐車場が不足することから、申請するもの」です。</p> <p>代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。</p> <p>●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題がないこと。計画面積が妥当であること。周辺に農地がないことから、営農条件の支障が無いことを確認しております。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を3番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	事務局からの説明のとおりです。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	資料の地図を見てもらえばわかるように、申請地周辺には何もありませんので、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第41号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第42号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の6ページをお願いします。</p> <p>議案第42号、農用地利用集積計画の審議について。</p>

	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は果樹で、売買価格は備考欄のとおりです。</p> <p>これは、農地中間管理機構を通して、所有権移転を行う事業になります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第42号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。お諮りします。</p> <p>所有権移転の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第43号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の7ページをお願いします。</p> <p>議案第43号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について。</p> <p>農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。</p> <p>申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣の地目は山林となっています。</p> <p>次に、詳細について説明します。</p> <p>総会資料の17ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、八幡地区農村集落センターの北東側、約700mの場所となり、1番と2番の筆界未定地となっています。</p> <p>次に、資料の18ページをお願いします。</p>

	<p>3番の申請地は、宮浦公民館の北側、約100mの場所になります。</p> <p>次の19ページ、20ページには、詳細と現地写真等を掲載しています。</p> <p>どちらの場所も写真のとおり、現況は雑木や竹等が生い茂り、山林化しております。</p> <p>資料の21ページに現地確認の調査結果を記載しています。</p> <p>現地確認の調査結果ですが、全ての筆において雑木などが生い茂り、山林等の様相を呈していることから、農地への復元が困難であると思われるため、非農地判断の判断基準により、非農地との判断が妥当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番から3番までの案件をまとめて、7番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>1番及び2番につきましては、申請地に行く途中から巨木で覆われておりました。</p> <p>3番についても同じく、巨木で覆われている状態で、復元ができない状況にあります。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>〇〇委員が申されたとおり、問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第43号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p>

3番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。

これで、本日の農業委員会総会を閉会します。